

## 証明制度の概要

制度の名称	日本文 緑の循環認証会議 英訳 SGEC(Sustainable Green Ecosystem Council)
対象地域	日本全国
証明制度の概要	<b>証明書の発行母体</b> 名称 SGEC 所在地 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 国土緑化推進機構内 連絡方法 e-mail: info@sgec-eco.org TEL: 03-5276-3311 FAX: 03-5276-3312 <b>発行手続きの概要</b> 審査機関へ審査申込書提出(審査機関は現在3機関)ー審査機関による審査(書類、現地)ー機関内審査委員会ー審査報告書提出ーSGEC 監査委員会ー認証書交付 <b>制度が証明は、合法性に併せ持続可能性も証明する</b>
伐採時点の合法性を確認する仕組み	<b>合法性の定義</b> 森林関係法令上合法的に伐採されたモノであること <b>関連する法令</b> (例示)森林法関連ー市町村森林計画制度と伐採の届け出制度、伐採計画の変更命令制度・施業勧告制度、隣地開発許可制度、保安林制度、保安施設地区制度 <b>想定しているあり得べき違法行為の内容</b> 上記関連法令違反 <b>合法性を確認する文書、その保管・確認手法</b> 文書；森林認証審査報告書、森林認証書、認証林産物取扱認定証書 保管確認；SGEC 事務局に保管 <b>第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み</b> 審査内容を公開 審査機関が年1回の管理審査を行う
持続可能性を確認する仕組み	<b>持続可能性の定義</b> 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること <b>持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法</b> 文書；森林認証審査報告書、森林認証書、認証林産物取扱認定証書 保管確認；SGEC 事務局に保管 <b>第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み</b> 審査内容を公開 審査機関が年1回の管理審査を行う
分別管理の仕組み	<b>伐採から輸出までの取引の実態</b> SGEC 認証を受けた森林から伐採された材は全ての加工過程において分別表示し取引される <b>分別管理を確保する手法</b> SGEC 認証林産物流通システムによる。これは加工・流過程においてSGEC 認証森林からの林産物を分別・表示管理するシステムである。 <b>第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み</b> 審査内容を公開 審査機関が年1回の管理審査を行う
今後の課題と展望	<b>システムに対する批判および問題点の認識</b> 発足間もないため国際的な知名度の不足という指摘がある。 <b>改善の手続き</b> 国際的認証システムとの情報交換に努める 国際的・客観的評価の基準づくりに参加する 認証の国際的評価基準に対し積極的に評価を求める <b>今後の展望</b> SGEC は 2003 年 6 月発足以来 3 年間に認証面積が 33 万 ha に達した。これは国産材利用への関心によるものであるが、同時に合法木材としての信頼によるものである。今後は国際的な合法木材利用の推進に貢献するよう努める。
参考記述責任者	<b>ホームページ</b> <b>URL</b> <a href="http://www.sgec-eco.org/">http://www.sgec-eco.org/</a> <b>連絡先</b> ：中川清郎 名前、肩書き、所属 緑の循環認証会議事務局 <b>E-mail</b> : info@sgec-eco.org